

意見提出者	(株) 日出ハイテック
1. 項目	2 1 年度 2 次補正予算広域 ICT 利活用交付事業が 2 2 年度本予算で委託事業に変更になった件
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	2 次補正の公募期間が約 1 ヶ月で余りにも短兵急で市町村広域連携や資料作成など下準備不足の状況下において応募に間に合わない場合は次年度本予算への継続が示唆されていたにもかかわらず本予算時の事業が突然委託事業に変更された。 又 2 次補正予算での情報共有の主旨が、地域福祉関係者による情報コンテンツ共有から、本予算では、単なるサーバー共有などに巧みにすりかえられた。これらにより 2 次補正予算段階から準備を進めてきた NPO や市町村にとって、福祉端末機器費用の初期投資費用が後年度以降担保されないこととなった。又各市町村単位で過去様々な省庁の補助金や交付金で導入してきた、異種 CATV インフラや光網のサーバー共有化という、現時点では緊急性もなく、将来的に見ても共有ソフト開発だけで収束せず、後年度サーバーなどのハード置換えが懸念されることとなり、断念せざるを得ない。 即ち交付金事業→委託事業にすり替えることで事業の継続性がたたれ、明らかにその意図目的が利用者利便性→システム供給業者利便性となった。過去システム供給者側はそれぞれの継続利益を維持すべく統一性が大雑把で共有性、拡張性にかけるシステムをメーカー毎に納入してきた。 今回の変更で異種仕様サーバーを無理やり共有するソフトを開発できたとしても、重たくて使い物にならず、結局ハードを再度入れ替える。 今回の変更の意図は明らかに御用商人的大企業への肩入れであり、地域中小企業の単独参入を断固として排除することである。まず各大企業固有の仕様の仕様の黙認し ICT インフラ・機器を導入し、次に異種インフラ・機器を共有するという名目でソフトを ICT 大企業に開発させ、更にそのソフトのパフォーマンスが低いという理由で後年度は再び機器を導入するという、いわゆる「一粒で三度おいしい」ICT 利活用事業である。もちろん ICT 大企業なしで、ICT は成り立たないことは当然ではあるが、だからといって関連事業 3 0 0 % 全てを委ねるということは ICT 利活用の大義名分から大きく逸脱した税金の過剰投資といえる。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	補助事業・交付事業・委託事業を一本化すること。 更に ICT 関連メーカーよりの姿勢を利用者よりに変更すること。(主旨を意図的に変更しないこと) 公募期間を 3 ヶ月程度に延ばすこと。 審査評価委員を不作為に選定すること。

の提案	
-----	--